

様式第1号(第7条関係)

## 自動体外式除細動器(AED)借用申込書

平成 年 月 日

湖北地域消防本部  
消 防 長 様

団 体 名

代表者氏名 印

住 所

電 話 番 号

「湖北地域消防本部自動体外式除細動器(AED)貸出要綱」に基づき、下記のとおり、自動体外式除細動器(AED)の借用を申し込みます。

借用希望台数	台
借用希望期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( )
イベント等概要 (名称・内容・参加人数等)	
開催期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( )
開催場所	
貸出要件確認	・医療従事者等 有( )人・無 ・普通救命講習修了者 有( )人・無
貸出予定日	平成 年 月 日( )
返却予定日	平成 年 月 日( )
申請者 連絡先	住 所 電 話 番 号
受付欄	貸出留意事項

**注意**：申込書提出時に身分証明書(運転免許証・保険証)を持参してください。

：パッドは使い捨てですので使用時以外は開封しないこと。使用目的外で開封した場合は、賠償して頂くことになります。

## 湖北地域消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、湖北地域消防本部（以下「消防本部」という。）の管内で開催され、多くの住民の参加等が見込まれる行事において、参加者等が突然心肺機能停止状態に陥ったときに備え、主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定め、住民の安心と安全の向上に資することを目的とする。

### （AEDの設置）

第2条 貸出しを行うAEDは、消防本部に設置する。

### （貸出機器）

第3条 貸出機器は、次に掲げるとおりとする。

- （1）AED本体
- （2）キャリングケース
- （3）除細動パッド
- （4）消耗品（タオル、はさみ、かみそり、ゴム手袋、人工呼吸用マウス）
- （5）のぼり旗、使用マニュアル

### （貸出対象行事）

第4条 AEDを貸し出す対象行事は、次のとおりとする。

- （1）消防本部管内で行われるスポーツ大会及び健康推進行事。
- （2）消防本部消防長が適当と認めるイベント等。

### （貸出対象者）

第5条 AEDの貸出対象者は、公共性のある施設及び市民団体の関係者とする。

### （貸出条件）

第6条 AEDの貸出しは、医療従事者及び普通救命講習を受講した者が、行事の期間を通じて当該会場等に滞在することを条件とする。

### （貸出方法）

第7条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「借用人」という。）は、貸出対象行事の開催日の7日前までに借用申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、提出することとする。

2 貸出期間が重複する2以上の申請があった場合においては、借用書の到達した順により決定するものとする。

### （貸出期間）

第8条 AEDの貸出期間は、行事を開催している期間とし、借用人は終了後速やかに返却するものとする。

### （借用人の責務）

第9条 借用人は、AEDを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借用人は、AEDを処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

### （使用報告）

第10条 AEDを使用したときは、使用報告書（様式第2号）に必要な事項を記入し消防本部消防長に報告することとする。

### （事故報告）

第11条 借用人は、当該AEDを故障若しくは破損又は紛失した場合は、消防本部消防長へ事故報告書（様式第3号）に必要な事項を記入し提出するものとする。

### （費用の負担）

第12条 AED貸出期間中、前条に定める事故が発生し、借用人に重大な過失が認められた場合は借用人が費用を負担することとする。

### （返却）

第13条 借用人は、貸出期間内に指定された場所にAEDを返却することとする。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。